

福祉用具購入費等の支払方法が選べます

以下の介護保険の給付費は、いったん費用の全額を支払う「償還払い」と、費用の全額を負担せずに1割、2割または3割相当額の支払いで利用できる「受領委任払い」があります。

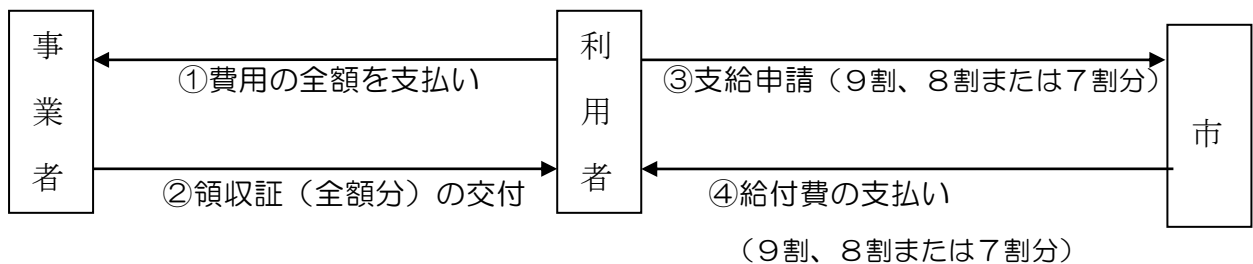
対象になる給付費

- ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- ・居宅介護（介護予防）住宅改修費
- ・緊急短期入所サービス費
- ・在宅復帰支援サービス費

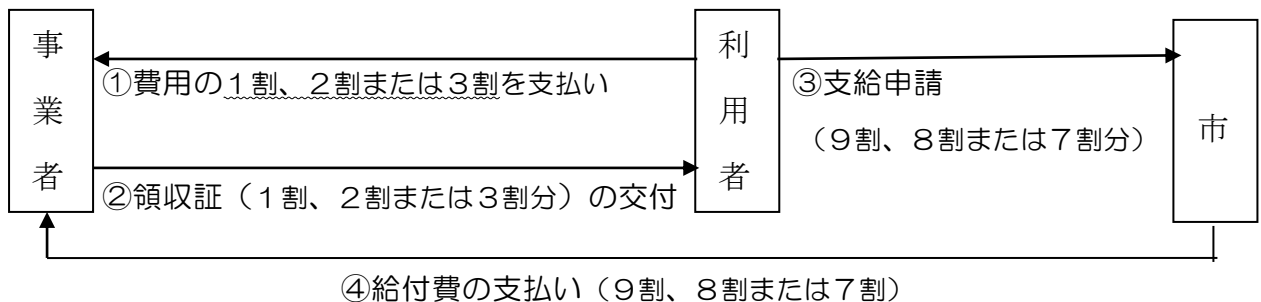
※いずれの給付費も、申請書に「介護保険給付の受領委任払いに係る同意書」及び「受領委任払いに係る明細書」の添付が必要です。

手続きの流れ

【償還払い】



【受領委任払い】



住宅改修費の受領委任払い登録事業者について

住宅改修費の受領委任払いを利用する場合は、施工業者を市の登録事業者の中から選んでください。ただし、登録していなくても、償還払いの場合は施工できます。

問合せ先 日立市介護保険課 電話0294-22-3111 内線216、483